

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の一部を支給しない旨の処分及び同月〇日付けでした休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A協同組合（以下「事業場」という。）に採用され、干潟耕耘作業員として業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午前7時40分頃、事業場事務所裏の草刈り作業中、草刈り機を扱っていた同僚の後ろで、刈り取った草を集める作業に従事していたところ、同僚が持っていた草刈り機の刃が左足のふくらはぎに当たり負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日B病院に受診し「左腓腹筋損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され、筋膜縫合手術等のため入院したが、翌〇日には退院となり、その後は通院療養を行った。

請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間のうち賃金を受けなかった11日間の期間に係る休業補償給付及び同年〇月〇日から同月〇日までの期間に係る休業補償給付を監督署長に請求したところ、監督署長は休業の必要性を認め、請求のあった期間について、同給付を支給する旨の処分をした。

今般、請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を監督署長に請求したところ、監督署長は、医療機関に通院した1日（平成〇年〇月〇日）については休業の必要性を認めこれを支給したが、それ以

外の期間については、これを支給しない旨の処分をした。

さらに、請求人は、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を監督署長に請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は同年〇月〇日に治ゆ（症状固定）し、治ゆ後の請求であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病に対する平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付について通院日のみ支給し、その他の各日については支給しないとした処分が妥当であると認められるか否か、また、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆしたとして、平成〇年〇月〇日以降の期間に係る同給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

請求人は、平成〇年〇月〇日以降も療養のための休業が必要であり、また、平成〇年〇月においていまだに治ゆしていないと主張しているため、以下のとおり検討する。

(1) 主治医のC医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨、足関節の伸展は容易であり、背屈はやや抵抗があるが、同年〇月〇日頃治ゆする見込みで、平

成〇年〇月より就労可能であると述べている。また、同医師は、平成〇年〇月〇日付け面接録取書で、要旨、具体的にいつまで休業が必要ということは指示しておらず、腓腹筋を切っているといっても軽傷であり、抜糸も終わっていることから、休業は長くみても3か月程度であり、次回の診察の際（平成〇年〇月〇日再診予定）に請求人に治療は終了という話をするつもりであると述べている。さらに、同医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨、休業の必要性については、あくまで本人の自覚症状に依存するものであり、当方としては、就業許可はいつでも可能であると述べている。

(2) 〇〇医師は、平成〇年〇月〇日付け面接録取書で、要旨、腓腹筋損傷であれば、一般的には療養期間は3か月程度であり、治療として投薬のみであれば、症状の改善は見込まれず、症状固定であり、療養のため労働ができないと判断される期間は、療養期間と同様3か月程度が妥当であると述べている。また、同医師は、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、通常の創に対する経過観察が必要ではあるが、医学的には、平成〇年〇月〇日までの治療及び休業の期間で適当と述べている。

(3) 請求人は、本件事故から事業場を退職する平成〇年〇月〇日までは、入退院日とその後の受診日以外は事業場に出勤し、ペンキ塗装や足に負担のかからない作業に最後まで従事していたことが認められる。

(4) 当審査会は、平成〇年〇月〇日の抜糸以降、足関節の動きに問題もなく安定性も良好で経過観察とされていること等請求人の症状・治療経過及び退院後の事業場での就労状況や医証等からみて、同年〇月〇日以降については労働が可能であり、受診日のみ、療養のため労働ができなかったものと判断する。

また、請求人の症状・治療経過等から、平成〇年〇月〇日時点において症状は固定し、治癒していたものと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人の本件傷病に対する平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付について通院日のみ支給し、その他の各日については不支給とするとともに、平成〇年〇月〇日以降の期間に係る同給付については、治癒後の請求であるとして不支給とした監督署長の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。